

第33回総会 令和5年2月28日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、2月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局長 今回は、公共工事に伴う農地の一時使用届が1件、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）が1件、提出されていますので報告します。始めに、一時使用届を報告します。土地の所在：大字右松字〇〇番、場所は、市道〇〇通線を〇〇から北に約200進んだ所の右側に位置する農地で、先月も報告した農地と同じ場所になります。地目・畑、面積1,318㎡の内、使用面積630㎡、所有者の住所・氏名：新富町大字〇〇番地3、〇〇、申出人の住所・氏名は、大字三宅〇〇番地1 〇〇。発注者は、〇〇、工事名：〇〇線（右松〇〇丁目）水道管布設替工事。使用目的：駐車場兼資材置き場の設置、使用期間：令和4年2月20日から令和5年3月31日までとなっています。地元〇〇委員も現地確認いただいております。

次に、小規模転用を報告します。土地の所在は、大字南方字〇〇番1外1筆、地目：台帳・現況ともに田、面積1,196㎡の内120㎡、申請者は、大字南方〇〇番地、〇〇、転用目的は、駐車場及びトイレの設置となっています。地元〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

23番 小規模転用の1番について報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。申請人は、〇〇さん及び耕作者〇〇さんです。耕作者は穂北で、ピーマンを作付けする農家です。農地の場所は、〇〇地区の〇〇の西にある農地です。今回、ハウスを建てるとともに、家族や雇用者の駐車場及びトイレを整備するために申請されたものです。所有者である、〇〇さんも同意の上、申請するものであります。現地も確認していますので報告します。

局長 また、相続届出1件、使用貸借合意解約7件、賃貸借合意解約3件が提出されてい

ますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 4 年度第 33 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員 16 名 推進委員 15 名、合計 31 名の出席であります。本日の議案件数であります、8 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。9 番 ○○委員、18 番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 183 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 183 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 1 件であります。

1 番を説明します。申請者：山田の○○、申請地：大字山田字○○番外 3 筆、登記・現況ともに畑 3 筆、登記：原野、現況：畑 1 筆、面積 1,764 m²、申請内容・目的：太陽光発電施設、主な転用の内容：太陽光パネル 247 枚の設置となっています。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 今回は、32 番 ○○委員と私（2 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、2 月 17 日、午前 9 時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、清係長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 3 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いします。尚、非農地証明調査には、19 番 ○○委員にも同行いただきました。

32 番 1 番を説明します。申請地は、都於郡の○○集落で、「○○」から南西に約 150m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照ください。申請人○○さんが、太陽光発電施設を設置するための転用申請です。周囲は、東側は神社、西側は宅地、南側は市道、北側は農地となっています。雨水は、自然浸透と排水枘の設置に

より排水します。生活排水については、パネルの設置ですので、新たな汚水、排水はありません。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

7 番 実施業者は〇〇のようですが、〇〇が、農地法第4条で太陽光発電を設置した事例はほかにありますか。

事務局 〇〇による4条申請にて農地転用した事例は、本市においてははありません。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第184号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第184号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書2ページの通り申請件数は3件であります。

1番を説明します。受人：神戸市の〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番1、登記：畑、現況：その他、面積42㎡、申請事由：進入路用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、太陽光発電施設への進入路設置であります。既

に進入路として利用しており、始末書が添付されています。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 1 番を説明します。受人の〇〇さんが、渡人の〇〇さんから購入する申請地は、都於郡、〇〇集落の〇〇から北へ 500m 程の距離にある農地です。受人は、この申請地の隣接地に太陽光発電施設を設置しましたが、その後道路に接する進入路に今回の申請地があることが判明したため、渡人からこの土地を買受け、進入路として利用するために申請されたものです。詳細については、添付されている顛末書をご覧ください。周囲は、東側は県道、西側は市道、南側は雑種地、北側は雑種地となっています。雨水は、隣接する排水路へと自然流下しますので懸念はありません。転用に伴う土砂の周辺への流出等についても懸念はありません。周囲の同意も得ています。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむ無しと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この案件は、1 年ほど前に、太陽光パネル本体の設置の転用許可をいただいた土地で、付随する進入路として利用していた土地が、測量等により前回の申請地の一部ではないことが判明したため、申請するものであります。この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：山田の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番、登記：畑、現況：山林原野、面積261㎡、申請事由：山林転用、権利の内容：贈与による所有権移転、申請内容は、杉約20本の植林ではありますが、既に杉が植樹され、山林となっていることから顛末書が添付されています。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

32番 2番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、「〇〇」から南西へ約400m行ったところの農地です。詳細については、配付済みの地図を参照ください。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受けて、適正に管理していくことで申請されたものです。周囲は、東側は山林、西側は農道、南側は山林、北側は山林となっています。雨水は、山林状態であることから、自然浸透により排水します。この案件は、無断転用であるため、顛末書が添付されていますので皆さんご確認ください。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむ無しと判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

22番 今回、5条申請の許可で、地目の変更と贈与による所有権移転が一度にできるのですか。

事務局 地目登記や所有権移転等登記業務の詳細は把握していませんので、行政書士等に問い合わせさせていただきます。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：佐土原町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積39㎡、申請事由：出店用地、権利の内容：賃貸借権の設定、申請内容は、はなまつり開催時の出店用テント敷設用地で一時転用となっています。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 3番を説明します。受人の〇〇さんが、渡人の〇〇さんから賃貸借し、一時転用する申請地は、〇〇の〇〇より横断歩道を渡ったところのすぐ前にある農地です。一時転用の目的は、3月10日～4月11日までの、菜の花、桜の花見シーズン中に露店を出店するためのものです。周囲は、東側が市道、西側が畑、南側が畑、北側が市道となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、懸念するところはありません。この申請地は第1種農地であり、露店の出店終了後には、現状に復旧するとのことですので、調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この申請地は、〇〇から〇〇に向かう途中にある、毎年見かけている出店の所ですが、今回ははなまつりの期間、出店をするために、一時転用申請がなされたものです。第1種農地ではありますが、出店終了後は、現状に復旧するものであり、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断しました。賃貸借料は、〇〇円となっています。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18 番 この申請地は、以前から〇〇があったと思いますが、始末書付きの案件ではないのですか。

事務局 以前に、小規模転用がなされたようですが、現況は撤去されています。今回、改めて一時転用が申請されたものであります。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 185 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 185 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3
～5 ページの通り、申請件数は 7 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字南方字
〇〇番外 8 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 10,042 m²、権利の内容：贈与による

所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 1 番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落の農地となります。年齢等で農業継承を行うもので、〇〇さん親子間の贈与となります。〇〇さんは、ピーマン農家で、農機具等機械は一式揃っており、面積要件等も問題なく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 2 番の説明をお願いします。

局長 2 番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：茨木市の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番外 3 筆、登記・現況ともに田、面積 3,320 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 2 番を説明します。この案件は、〇〇さんから、〇〇さんへの無償贈与になります。申請地は、〇〇さんが 30 年以上耕作している農地で、以前〇〇さんの夫が、〇〇さんの隣に住んでおられ、年も近いことから耕作をお願いしていたようです。〇〇から帰って、この農地を耕作する予定でしたが、昨年他界されて、今回の贈与に至ったよう

です。〇〇さんは、WCS、飼料稲等7町程作付けされ、トラクター12台、軽トラック5台と農機具類も一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：平郡の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字平郡字〇

〇番1外1筆、登記・現況ともに畑1筆、登記：山林、現況：畑1筆、面積1,210㎡、
権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

6 番 3番を説明します。買手の〇〇さんは、以前から売手の〇〇さんの農地を作付けしておられました。今回〇〇さんから、売買の相談がなされ、あっせんを検討しましたが、申請地が白地であったため、3条による所有権移転となったものです。〇〇さんは、ハウスなすや繁殖牛を飼育され、農機具等の機械類や農地面積等問題ないことから許可相当と判断しました。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は、10a当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1外1筆、登記・現況ともに畑、面積1,299㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 4番を説明します。今回の申請は、三財の〇〇集落に住む〇〇さんから、同じく〇〇集落の〇〇さんへの売買になり、規模拡大と集約を兼ねています。申請地の場所は、〇〇から東へ300m程行ったところの農地です。2筆ありますが、その周辺は〇〇さんの農地で、何をするにも〇〇さんの農地を利用しなければならず、以前から売買の話があり、今回ようやく成立したものです。〇〇さんは、WCSを80a程、京イモ20a、契約ほうれん草を合わせて3町ほど作付けしています。現地には、ほうれん草を作付けすると聞いています。トラクター、軽トラ等農機具も一式揃っており、農地の面積要件も満たし、周辺作物への影響もないことから許可相当と判断しました。

皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10a当たり約〇〇円となっています。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇

〇番1、登記・現況ともに畑、面積855㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 5番を説明します。今回の申請は、〇〇さんが、〇〇さんからの農地売買となります。先般の台風14号で、水門の下にある〇〇さんのハウスが、水害等で倒壊し、ハウスを建てる農地を探していたところ、集落近くの〇〇さんが売ってもいいとのことで売買が成立したものです。〇〇さんは、ニラを作付けする専業農家で、トラクター、コンバイン等機械類は一式揃っており、農地面積等も問題ないことから許可相当と判断しました。ちなみに、申請地は白地であります。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10a当たり約〇〇円となっています。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番を説明します。受人：山田の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字山田字
〇〇番1外4筆、登記・現況ともに田、面積3,381 m²、権利の内容：売買による所有
権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 6番を説明します。受人は、認定農家の〇〇さんで、渡人の〇〇さんは、高齢のため管理するのも困難であり、先ほどの5条で審議しました、山林も含めて、いくらでもいいから処分したいとの要望があり、今回売買が成立したものであります。
何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10a 当たり約〇〇円となっています。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番を説明します。受人：平郡の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字
〇〇番外2筆、登記・現況ともに田、面積6,645 m²、権利の内容：使用収益権の設定
です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 7 番を説明します。今回の申請地は、〇〇の右と左に位置した農地となります。〇〇の特例事業（分割タイプ）で、受人の〇〇委員と〇〇でやりとりされたものであります。〇〇委員は、なす、水稻、にがうり等幅広く作付けされています。農機具等一式揃っており、農地面積要件等何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆さま方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この申請は、〇〇が行う売買事業で、特例事業（分割タイプ）と言われるものです。

議案書の 9～10 ページの基盤強化法第 19 条の所有権移転分、8 番と 9 番が対象農地です。8 番の〇〇さんと 9 番の〇〇さんの農地を〇〇が買い取り、今回の 3 条申請で、〇〇委員に使用収益権を設定して貸し付けるといったイメージになります。

議 長 説明がありました 7 番については、6 番 〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、当事案の採決にあたり〇〇委員の退席をお願いします。それでは、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 池野委員は席にお戻りください。

議 長 議案第 186 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 186 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、

農用地利用集積計画の公告です。先ず、議案書 6～10 ページの所有権移転分 9 件を説明させていただきます。

1 番 受人：三納の〇〇、渡人：東京都の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 354 m²です。

2 番 受人：三納の〇〇、渡人：東京都の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 649 m²です。

3 番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1 外 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 13,816 m²です。

4 番 受人：岩爪の〇〇、渡人：高岡町の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 3,973 m²です。

5 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 3,586 m²です。

6 番 受人：下三財の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 1,040 m²です。

7 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,628 m²です。

8 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：福岡市の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 3,072 m²です。

9 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三納字宮田〇〇番外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 3,573 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告について

は、令和5年3月6日を予定しております。

議長 9番まで説明がありましたが、2番については、11番 ○○委員が受人となる事案であり、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、2番を除く8件について一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 2番の採決にあたり、11番 ○○委員の退席をお願いします。それでは、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 ○○委員は席にお戻りください。

議長 議案第186号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第186号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告(貸借権設定)については、議案書11ページの通り2件であります。まず議案書の訂正をお願いします。1番の土地の登記が畑、現況が雑種地となっておりますが、現

況地目を畑に訂正をお願いします。それでは説明します。

1番 受人：大字妻の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積31㎡、令和5年3月から10年間の使用貸借件の再設定です。

2番 受人：右松の〇〇、渡人：東京都の〇〇、申請地：大字妻字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積1,595㎡、令和5年3月から5年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和5年3月6日を予定しております。

議長 2番まで説明がありましたが、2番については、4番 〇〇委員が受人となる事案であり、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、1番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 2番の採決にあたり、4番 〇〇委員の退席をお願いします。それでは、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 ○○委員は席にお戻りください。

議長 議案第 187 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 187 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 12～35 ページの通り合計 36 件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の○○、渡人：延岡市の○○、申請地：大字平郡字○○番、登記・現況ともに田、面積 717 m²、令和 5 年 4 月から 5 年 7 ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 3 月 6 日を予定しております。

議長 代表 1 番の説明がありました。26 番については、○○が渡人となる事案であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、26 番を除く 35 件について一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 26番を審議するにあたり、〇〇は採決まで退席しますので、代わりの議長として、議事進行を〇〇にお願いします。

〇〇代理 26番の審議にあたり、議長を務めさせていただきます。

〇〇代理 それでは、26番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

〇〇代理 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

〇〇代理 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

〇〇代理 全員賛成ということで許可決定いたします。

〇〇代理 本案件が終了しましたので、〇〇は席にお戻りください。議長を交代いたします。

議長 議案第188号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第188号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書36ページの通り1件であります。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字上三財字〇〇番、地目：台帳・畑、現況・原野、面積714㎡、所有者：児湯郡川南町大字〇〇番地893、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4となっています。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

19番 1番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有している農地ですが、15年以上耕作しておらず、将来も農地として使用することが困難

な土地であります。また、農用地域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 議案第189号農地等利用最適化の推進施策に関する意見書(案)の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第189号農地等利用最適化の推進施策に関する意見書(案)の承認については、取りまとめを鶴丸補佐にお願いしていますので、追加資料により説明をお願いします。

事務局 ○○説明。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定しました。

議長 議案第190号個人情報保護関係例規類の制定等についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 施行条例施行規定(案)を説明。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4時8分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

9 番 _____

18 番 _____